

## 周辺住民の意見集約等に関すること

- 可燃ごみの処理量増加に伴う技術的措置対応に関する検討結果をもとに、平成28年6月23日に羽村・瑞穂両協議会の役員を対象とした説明会及び意見交換会を実施しております。
- その際、昭島市からの可燃ごみの共同処理の依頼と併せ、予めから両協議会へ説明してきた「長寿命化計画に伴う組合の今後の方向性」に対する意見について、両協議会を窓口として、会員から意見を収集していただくよう依頼しました。
- 意見収集及び集約の方法は、各協議会に一任したことから、収集された意見等は、各協議会により項目ごとに分類・整理されています。
- 別添のとおり、羽村・瑞穂両協議会から提出のあった各書面をもって、西多摩衛生組合における周辺住民の意見集約としました。

平成 29 年 1 月 27 日

西多摩衛生組合

管 理 者 並 木 心 様

羽村九町内会自治会生活環境保全協議会

会 長 芳 谷 松 男



昭島市からの「可燃ごみの共同処理について（依頼）」に係る羽村九町内会自治会生活環境保全協議会の意見などについて

表記のことについては、当協議会の意見等を別紙のとおり集約しましたので、提出します。



# 焼却施設の長寿命化と、焼却施設の有効活用（昭島市の広域化加入）に関する意見集約について

## 1、昭島市の可燃ごみを共同処理する要請について

昭島市が西多摩衛生組合の構成市町に加入し、可燃ごみを共同処理することについては、構成市町で協議し、各構成市町議会の議決が必要となる。

しかし、焼却施設周辺の住民にとっては、非常に大きく・関心の高い問題である。そのことから当協議会としては、総務会や役員会で論議するとともに、幅広い周辺住民の意見を出していただき論議を重ねている所である。

9月から11月にかけて、当協議会の町内会・自治会と近隣PTA（武蔵野小学校、松林小学校、羽村第2中学校、羽村第3中学校、羽村高校）の役員さんなどに、今までの経過や今後の方向性などを約450人に示し、意見の提出をお願いし、添付別冊のように109名から252項目の意見をいただきました。

その意見や総務会・役員会の議論を踏まえ、以下の内容を提出します。これらの意見に対し、十分な対応を要請します。

（昭島市の広域化加入要請に関する主な意見）

- ① 昭島市としての検討や努力が足りない。
  - ・ごみ焼却は自区内処理でやるべきである。
  - ・立川市が、昭島市と隣接する場所に新施設を造る計画があるが、きちんと立川市と話し合いをすべきである。
  - ・同一ブロックの日野市の広域処理などの新施設建設についても同様である。
- ② 上記昭島市の対応や焼却施設の有効活用などについて、住民に十分な説明をし、また住民の意見を聞く場を設けてほしい。
- ③ 環境の悪化が心配である。ダイオキシンの規制強化や測定点や測定回数を増やして戴きたい。
- ④ 受入れにより、還元施設の拡充などとともに、羽村市や地元住民に補助、助成金などが配慮できるのであればメリットがある。
- ⑤ 煙突から排出するダイオキシン類を大幅に規制するのであれば、施設の有効活用をしてもいいと思う。羽村市・地元住民にもメリットになる。

## 2、ごみ増量に対する措置対応について

昭島市の可燃ごみ 24,000 トン/年については、技術的に対応できるという西多摩衛生組合の検討結果について理解はできるが、ごみ搬入車両および焼却量が増える。これにより、車両の排気ガスや焼却施設の煙突からの排ガスが増えることになり、以下の意見があった。

(ごみ増量に関する主な意見)

- ① 昭島市のごみ搬入車両は、年間 18,000 台、1 日平均 70 台、最大日 138 台と説明されたが、かなりの増量になる。現在の 3 市 1 町分と合わせると、年間 77,000 台、1 日平均約 300 台となり、最大日で 525 台となる。このことから、車両の排気ガス増、交通事故や渋滞の心配もある。道路の使用制限や渋滞対策も大きな問題である。そこで、昭島市の可燃ごみ搬入前後などの自動車の排気ガスの変化を羽村第 3 中学校校庭と羽村高校校庭と瑞穂第 4 小学校校庭などで測定して戴きたい。
- ② 上記のことから、近隣の学校の通学や帰宅の対策として、一定の時間の通行制限・使用道路の制限などを実施して戴きたい。
- ③ 一般道に渋滞が出来ない対策や、ごみピットからの悪臭が外部に出ない対策を実施して戴きたい。また、昭島市の可燃ごみ搬入前後の臭気の変化を測定して戴きたい。
- ④ 整備不良の車両をなくし、適切な車両の保持のための指導・対策の仕組みを作るとともに、低公害車の導入を働きかけるなどの措置を取って戴きたい。
- ⑤ 昭島市の可燃ごみの分類は、3 市 1 町に合わせて戴きたい。
- ⑥ 煙突から排出されるダイオキシンについては公害防止協定を下記の通り 10 分の 1 に変更して戴きたい。  
協定値は、現状の  $0.5\text{ng-TEQ/Nm}^3$  を  $0.05\text{ng-TEQ/Nm}^3$  とする  
目標値は、現状の  $0.1\text{ng-TEQ/Nm}^3$  を  $0.01\text{ng-TEQ/Nm}^3$  とする
- ⑦ 現状の公害防止協定書にある、2 炉稼働 1 日最大 320 トンは超えないこととし、これ以上の広域化は実施しない。また広域支援が必要になったとしてもこの最大焼却量は厳守すること。
- ⑧ 現在の焼却設備に異常が生じた場合は、昭島市のごみ搬入は中止する。
- ⑨ 現状の設備は、再度の延命化で平成 50 年までとし、平成 50 年以降はどうするかは、遅くとも平成 40 年には、白紙の状態から検討を開始する。
- ⑩ 近隣住民や近隣町内会・自治会・近隣学校などに対し、何らかの形で還元して戴きたい。
- ⑪ 煙突から排出されるダイオキシンについては昭島市からの可燃ごみ焼却開始前から、各炉、年 3 回の測定をお願いしたい。
- ⑫ 施設内の土壌のダイオキシンについても、定期的に測定して戴きたい。

### 3、今後の組合運営の方向性について

西多摩衛生組合は、今後の組合運営について「近くにあってよかった清掃施設」を目標に掲げ、更なる施設の延命化を実施し平成50年までの稼働を提案している。この中で、西多摩衛生組合は、地域の防災拠点としての位置づけを行い、周辺整備や還元施設の拡充などを提案している。これらについては、以下の意見があった。

(今後の組合運営に関する主な意見)

- ① 防災拠点として、防災井戸の確保をして戴きたい。
- ② ソーラー発電やごみ焼却による発電で、防災施設がいざという時に有効に活用できる施設にして戴きたい。
- ③ 防災拠点として、グラウンドなどの広場を確保し、通常は近隣住民の憩いの場となる施設として拡充して戴きたい。
- ④ 現在の浴場施設は老朽化しており、天然温泉掘削とともに、災害時にも活用できる憩いの場としての浴場施設を拡充して戴きたい。
- ⑤ 周辺環境である羽村第3中学校と武蔵野小学校との間の道路の安全確保や適切で計画的な整備・防犯対策をやって戴きたい。

平成 28 年 12 月 9 日

西多摩衛生組合  
管理者 並木 心 様

瑞穂町環境問題連絡協議会  
会長 龍王 嘉盛



昭島市からの「可燃ごみの共同処理について（依頼）」に係る  
瑞穂町環境問題連絡協議会の意見等について

標記のことについては、当協議会の意見等を別紙のとおり集約いたしました  
ので、提出いたします。



# 昭島市からの「可燃ごみの共同処理について（依頼）」に係る瑞穂町環境問題連絡協議会の意見集約について

## 1 昭島市の加入要請について

昭島市からの可燃ごみの共同処理については、瑞穂町環境問題連絡協議会が加入の賛否等を判断するのではなく、西多摩衛生組合構成市町の首長及び議員が判断するものとする。

最終的には、西多摩衛生組合構成市町の議会の議決で決定することになるが、今後、議決前に周辺住民に対して説明を望む。

なお、昭島市の加入要請については、下記の意見等があった。

### （主な意見等）

- ① 立川市が昭島市に隣接する場所に焼却施設を建設する計画がある中、なぜ、立川市と昭島市が、その地で共同処理を行わないのか、昭島市に説明してほしい。
- ② 昭島市は、立川市との共同処理の協議等もせずに、安易に西多摩衛生組合へ加入依頼をしている。（昭島市の努力が見えない）
- ③ 小金井市の可燃ごみの広域支援時も反対の意見が多かったが、昭島市が組合加入するとなれば、もっと、反対する人が多いと思う。
- ④ 公害防止協定では、日量 320 トン以内の焼却を認め協定を締結している。公害防止協定で定めている処理量（日量 320 トン以内）の範囲内でのごみ量であれば問題はないと考える。
- ⑤ 公害防止協定による排出ガスの規制値の内、ダイオキシン類の協定値及び目標値を引き下げるとともに、公害防止対策をより充実させてほしい。
- ⑥ 公害防止協定の範囲内でのごみ増量であれば、環境センターの技術的措置対応でも周辺環境への影響ないということなので、加入にさせてもかまわない。  
しかし、昭島市を加入させるのであれば、今後の組合運営の方向性（案）に関する意見交換で要望がでてくる周辺環境整備等を実施しなければ昭島市の加入は納得できない。
- ⑦ 構成市町で昭島市加入の方針の決定がされた場合、構成市町議会の議決前に昭島市加入についての説明会を実施してほしい。
- ⑧ 昭島市を加入させるとしても、一定期間の搬入試験を行い、問題点及び対応策を考えてから、実質的なごみ搬入を開始すべきである。

## 2 ごみ増量（昭島市の加入）に伴う技術的措置対応について

昭島市のごみ搬入の増量（約 24,000t/年）に対する、環境センターの技術的措置対応としての「影響がないという」検討結果については、瑞穂町環境問題連絡協議会としても理解をする。

しかし、西多摩衛生組合の周辺環境に対する負荷を低減するよう努力をし、特に、ダイオキシン類濃度の公害防止協定規制値を低減する見直しを望む。

また、技術的措置対応については、下記の意見等があった。

### （主な意見等）

- ① 昭島市のごみ搬入車両台数は、1日約 70 台との説明があり、数値的には影響はないとの事だが、一般的にはそうは思わない。
- ② ダイオキシン類についても、影響は少ないとの事であるが、風向きによって状況も変化し、平均的に拡散されないので、ダイオキシン類が周辺に蓄積されるのではないかという不安がある。
- ③ 昭島市のごみ搬入台数が最大 1 日 138 台で、この台数が朝、一遍に西多摩衛生組合に搬入されると、渋滞等の原因となるが、収集時間を考慮した場合、約 6 時間あるので、1 時間の平均は、約 23 台となり、それほど多い台数ではないと思う。  
なお、西多摩衛生組合に搬入する場合は、運転手の教育管理を徹底していただきたい。
- ④ ごみ搬入車両の通行路については、羽村市側と瑞穂町側との分散を図り、特に、瑞穂四小前の通学時間帯は、通行を避けるなどの対応を図っていただきたい。
- ⑤ 公害防止協定で定めている処理量（日量 320 トン以内）の範囲内で施設の有効活用にとどめてほしい。
- ⑥ 周辺環境整備や公害対策を現在より充実してほしい。特に、ダイオキシン類については、公害防止協定値の見直し、更に安全対策を図っていただきたい。



### 3 今後の組合運営の方向性(案)について

西多摩衛生組合は、今後の組合運営の方向性(案)として、「近くにあって良かった清掃施設」を目標に掲げて、施設の延命化を行い、平成50年度までの稼働を計画している。

この計画には、施設の強靱化、余剰能力の有効活用及び防災活動の拠点などの周辺環境整備も掲げた案を提示していることから、施設の有効活用を含めた、今後の組合運営の方向性(案)で示されている内容については、瑞穂町環境問題連絡協議会として理解するとともに、早期実現を望む。

なお、今後の組合運営の方向性(案)については、下記の意見等があった。

#### (主な意見等)

- ① 西多摩衛生組合が防災の拠点になるようにしていただきたい。
- ② フレッシュランド西多摩の浴場施設は、当初計画した利用者より約倍増しており、手狭であるとともに老朽化が見え始めている。このことから、施設のリニューアルを行うとともに、増改築や足湯などの新たな付加価値を付けた浴場施設してほしい。
- ③ 西多摩衛生組合の近隣の土地を購入し、災害時には、救助活動の拠点や災害廃棄物の処理スペースとして活用し、平時にはバーベキューのできるスペースや子供から高齢者までが交流できる多目的広場を整備してほしい。(都立秋留台公園のような多目的広場)
- ④ 環境センターの有効活用については、理解することができるが、今後の組合運営の方向性(案)で示されている内容を早期に実現し、フレッシュランド西多摩周辺を「道の駅」のようにしてほしい。
- ⑤ 家族で散策のできる公園を整備してほしい。
- ⑥ ごみ焼却に伴うエネルギー(電気・蒸気)の地域還元をしてほしい。(電気自動車用充電スタンドの設置及び周辺の街頭灯等)
- ⑦ 地域社会との協働の取組みとして、住民と連携した協働事業を実施してほしい。